

令和 6 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和 6 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和 6 年 6 月 1 3 日 (木) 午後 1 時 0 0 分

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階委員会室

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	代 表 教 育 委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 元 行 博 君
	委 員	稲 田 滋 君
	委 員	高 橋 太 朗 君
	委 員	酒 井 康 生 君
	委 員	飯 田 ひ と み 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長	久 下 和 宏 君
子 ど も 未 来 創 造 局 長	藪 本 正 博 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 部 長	今 中 美 穂 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 部 長	浅 井 文 彦 君
子 ど も 未 来 創 造 局 小中一貫教育推進監兼副部長	柴 田 大 君
子 ど も 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監	高 取 貞 光 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	濱 口 悟 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	山 田 睦 美 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	村 田 麻 子 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長	渡 邊 弘 君

人 権 施 策 室 長
青 少 年 育 成 室 長
児 童 生 徒 指 導 室 長
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長
子 ども す こ や か 室 長
文 化 国 際 室 長
保 健 ス ポ ー ツ 室 長

乾 敬 一 朗 君
今 峰 秀 樹 君
赤 城 龍 一 君
森 川 祥 充 君
川 口 敦 子 君
小 木 曾 充 浩 君
徳 留 圭 吾 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事
教 育 政 策 室

中 村 友 美 君
山 田 麻 衣 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例改正要請の件
- 日程第 4 箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定要請の件
- 日程第 5 箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件
- 日程第 6 箕面市通学区域審議会からの答申の件
- 日程第 7 箕面市通学区域規則の一部を改正する規則改正の件
- 日程第 8 箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市乳児一般(一か月児)健康診査の実施等に関する要綱制定の件
- 日程第 11 箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会の所管に係る令和5年度一般会計補正予算(第10号)の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会の所管に係る令和6年度一般会計補正予算(第2号及び第3号)の件
- 日程第 14 箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員任命の件
- 日程第 15 箕面市支援教育充実検討委員会委員任命の件
- 日程第 16 箕面市社会教育委員解職の件
- 日程第 17 箕面市社会教育委員委嘱の件
- 日程第 18 箕面市スポーツ推進委員委嘱の件
- 日程第 19 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 20 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 21 生徒指導の件

(午後1時開会)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今から、令和6年第6回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長(藤迫稔君) : ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長(藤迫稔君) : それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、飯田委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず教育長関係ですが、令和6年5月22日に令和6年度の大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会が開催されました。前任の高野委員が退任教育委員会委員として、感謝状の贈呈、授与をされておりました。5月30日、令和6年度第1回大阪府公立学校情報機器共同調達協議会兼幹事会がありました。GIGAスクール構想で配置しました端末の更新時期が迫ってきており、その更新につきまして、各都道府県で一括して調達しようという方法になっております。それについての説明会でした。今回は第2期の説明会でしたが、既に第1期で箕面市は手を挙げており、内示が出たのでおそらく決定だと思いますが、大阪府の中では、箕面市と枚方市と他1市ほどが採択されたということです。本来のGIGAスクール構想の方針は、次の第2期に当たりますが、我々の場合はGIGAスクール構想より以前に、小学校4年生から6年生まで全員と、一部モデルケースとして小学校1年生から3年生、中学校1年生から3年生に端末を配置していましたので、今回はその分の更新についてここで調達する準備を進めるというふうになっております。5月27日に、本会議と文教常任委員会を臨時で開催していただきました。これは既に皆さんには多く協議いただきました青少年教学の森野外活動センター条例の改正の件についてということで、通常の議事日程を変更していただき、臨時会を開催していただきまして、最終的には条例改正については可決いただいたところです。6月8日に大阪教育大学附属池田小学校で祈りと誓いの集いが開催されました。私も以前から出席させていただいていましたが、コロナウイルスの関係で3年～4年ほど関係者のみに限定した集いとなっていました。そのため、久しぶりに出席させていただいた集いとなりました。2001年6月8日から23年が経っておりますが、今の校長先生は、校内で唯一、事件を経験した当時6年生の担任のため、校長先生のご挨拶の言葉は非常に重かったです。「何が起きているのかわからないが、何か恐ろしいことが起きているという情報だけで子どもたちを避難させる途中に、子どもが倒れているのを目の当たりにすると体が動かなかった。」とおっしゃっていました。それを猛省して大阪教育大学附属池田小学校の危機管理体制にずっと生かしているということでした。我々も他人事ではありませんので、各小中学校は、日頃から不審者対応や災害対応をしておりますが、改めて自分事としてしっかり組織で対応できるように指導していかなければならないと思っております。以上、教育長報告といたします。

○教育長（藤迫稔君）：何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第21、報告第50号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、日程第3、報告第39号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例改正要請の件」及び日程第4、報告第40号「箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定要請の件」を議題といたします。これらの議案は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成室長：報告第39号は、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定を取り消すことに伴い、次の指定管理者を指定するまでの間、当該センターを継続して利用することができるようにするため、箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例の一部改正に係る箕面市長への要請をしたので報告するものです。また、報告第40号は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定に係る議案の提出を箕面市長に要請する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。その内容といたしましては、報告第39号、条例の一部改正につきましては、条例第5条第2項に、指定管理者の指定を取り消すことに伴い、次の指定管理者を指定するまでの間、センターの管理運営上指定管理者の指定を行う必要があるとき、公募によらず、教育委員会が指定管理者の候補者を選定することができる、を追加するものです。また、報告第40号については、青少年教学の森野外活動センター指定管理者について、令和6年7月1日から令和6年12月31日まで、一般財団法人大阪府青少年活動財団を指定しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：この件については先ほど教育長報告で少し触れましたけれども、今回、本議会の通常の議事日程に加え、臨時で開催していただいたという、特段のご配慮をいただいたものですので、事前に教育委員さんとは十分協議させていただいております。必要な補正予算の議決はまだですが、我々は7月1日以降の暫定期間に利用者の方々に通常どおり使っていただけるように努力するということと、併せて次回の公募にあたっては、今回の反省点をしっかりと踏まえて、二度と同じことがないように、手続きを進めていきたいと思っておりますので、またご意見ありましたらいただきたいと思っております。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第39号及び報告第40号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第5、報告第41号「箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、箕面市子ども・子育て支援条例を改正する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。家庭的保育事業等のうち小規模保育事業、事業所内保育事業における保育士1人に対する児童数を、満3歳以上満4歳未満は20人を15人に、満4歳以上は30人を25人に改正します。なお、現時点において市内に本条例の改正の対象となる施設はありません。併せて、重要事項の掲示について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこと、その他の文言修正等にかかる改正を行っています。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第41号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第6、報告第42号「箕面市通学区域審議会からの答申の件」及び日程第7、議案第59号「箕面市通学区域規則の一部を改正する規則改正の件」を議題といたします。これらの議案は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：報告第42号は、令和5年10月19日付けで箕面市通学区域審議会に諮問した2つの事項のうち、令和6年5月24日付けで諮問事項2「交通環境や地域生活など学校を取り巻く外部環境の変化及び過去に課題とされた地域の現状の確認について」に対する答申を受けましたのでご報告するものです。平成29年度から令和2年度にかけて開催された過去の審議会及びワークショップでは、2つの指標に基づき検討が行われました。1つ目は、通学の安全性を確保するため「小学校から半径1キロメートル圏内を目安に校区を設定する」ことです。2つ目は、人口変動に左右されず、かつ均等な教育環境を確保するため「各校区の〔学校敷地面積/校区面積〕の値がより均等に近づく」ことです。今回の審議会においても、これらの指標を用いた検討経過や審議結果は当然尊重すべきであるとの認識の下で議論が進められました。そのうえで、令和2年に公布された「箕面市通学区域規則の一部を改正する規則」により通学区域が変更される7つの地区について、通学の安全性や地域活動の視点を踏まえた検討を行うこととされました。また、検討に際しては、多くの市民が参加して校区ごとに議論していただくこととしたワークショップでは通学区域変更案がまとまらず、前回の審議会において通学区域変更案を作成した経過のありました「箕面小学校区から南小学校区」へ変更となる地区と、地域団体の活動拠点が移転する「北小学校区から中小学校区」へ変更となる地区の2つの地区について重点的に議論し、その結果を踏まえ、それ以外の地区についても再点検を行うものとされました。通学区域が「箕面小学校区から南小学校区」へ変更となる地区については、審議会にて現地視察も行いながら慎重に審議がなされた結果、踏切や道路の横断の面において依然として通学の安全性に課題が認められたことから、箕面小学校区に戻すよう通学区域を変更することとされました。次に、通学区域が「北小学校区から中小学校区」へ変更となる地区については、地域団体の活動拠点は当該小学校区内にあることが望ましく定められた通学区域内で活動拠点の検討を行うことが本来の筋道であること、また前審議会及びワークショップにて、度重なる検討を行った結果、避難所が小学校区外になることも踏まえて校区が決定された経緯があり、現時点ではその決定を覆すだけの根拠が見当たらないことから、前審議会の答申結果を尊重し、通学区域の変更はしないこととされました。それ以外の通学区域が変更となる地区については、外部環境の著しい変化がないことや、前審

議会が実施したパブリックコメントに寄せられた意見やそれに対する前審議会の考え方を再確認した上で、通学区域を改めて再編するそれ相当の理由はないと判断されました。なお、今回の答申には、教育委員会や市に期待される事項として、3つの附帯意見がつけられています。1点目は、「通学の安全性の観点で改善要望等があがっている箇所については、教育委員会においては、引き続き警察等関係機関との協議を粘り強く行うこと。」、2点目は、「北小学校区の地域団体の活動拠点については、北小学校区内にあることが望ましく、当該地域団体との意見交換を十分に行うこと。」、3点目は、「前審議会の附帯意見の再掲となる部分もあるが、地域生活に関する市のあらゆる施策が、校区（通学区域）の変更を見据えて展開されるよう、教育委員会内の子育て・青少年健全育成に係る部局はもとより、地域活動・防災・防犯・福祉部局等とも連携し、全庁的に取り組みを進めること。なお、通学区域が変更されることはもとより、校区変更に伴い避難所が変更になるケースがあることから、災害時等に混乱が生じないように、全市民への十分な周知を行うとともに、特に経過措置期間中も混乱が生じないように十分な取扱いとすること。」というものです。続きまして、議案第59号は、先ほどご報告いたしました箕面市通学区域審議会からの答申を受けまして、令和2年度に公布された「箕面市通学区域規則の一部を改正する規則」を改正するものです。令和2年に公布された「箕面市通学区域規則の一部を改正する規則」により通学区域を変更することとされた「箕面小学校区から南小学校区」へ変更する地区について、通学区域を「箕面小学校区」に戻すよう変更するための所要の改正を行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： まずは、通学区域審議会の皆様には、多角的にいろいろご検討いただいて、こういう答申いただいたということで本当にありがとうございます。ただ、校区というものは、市民の皆様の誰もが満足するというものではなく、どうしても不満が出てくるものです。校区というものは、強権的に、「あなたはこっち、あなたはこっち」というように分けられてしまうものなので、どうしても不満が出てくるというのは致し方ない話かとは思います。それをどう解決できるのかというと、やはり一定の条件のもとで校区を選択できるような制度があれば良いのではと以前から考えています。現状では、集団登校がなくなり、地域の子どもが適当に寄って通学しているため、やはり安全面で非常に心配がある。そのため、できたら近い学校に行かせたいというのが親御さんの考えだと思います。そのような中で、例えば例を一つ出しますと、あるご家庭の小学校1年生のお子さんは、300メートルでA小学校へ行くことができ、750メートルでB小学校へ行くことができます。ただ、校区はC

小学校です。C小学校までは、1.1キロメートル歩かなければいけない。「A小学校なら300メートルで行けるのでA小学校に通いたい」と思っても校区という決まりで、1.1キロメートル離れたC小学校まで行かないといけない。また、集団登校がなくなったということで、近所の子が適当に寄って通学するというような形になってます。このような現状を解決するために、そのようなケースは校区選択を可能にする等、何かできませんか。一定の条件のもとで校区を選択できる制度を創設していただければありがたいなと思っております。

○教育長（藤迫稔君）： 稲田委員には以前から協議会でも校区選択制度のことでいろいろなご意見をいただいています。1つ整理したいのは、今回の件は今回の件で可決いただきたいというふうに思っています。今おっしゃったことは、今後の課題として、先に取り組みられている事例を参考にしたいと思っています。例えば、豊中市や池田市等では、どちらの学校を選択しても良いという地域があります。また、大阪市は本来の選択制みたいな、このエリアに入っている人ならば自由に選択しても良いという制度がありますので、そのような先に取り組みされているところの事例を聞き取りしながら、将来に向けての宿題にさせていただけたらと思います。また、附則も一部変わっていますが、この規則の附則を読み込むことは一般の人にはなかなか難しいと思うので、代表的なところでいいのでこの附則にはどのようなことが書いているのか等、一つはこんなケースというようにこの場で紹介してもらえますか。

○子ども未来創造局教育政策室長： 新しい校区への切替えに伴い、いくつか経過措置というものを設けております。例えば、在校生は卒業するまで旧校区へ通学することができたり、旧校区から新校区へ希望すればいつでも転校ができたりします。また、兄弟姉妹が旧校区に在籍している場合には、旧校区へ入学、通学できるといった旨のことも、こちらの附則のほうで定めております。またこのあたりの条件については、市民にわかりやすく伝えるために、整理して周知を図ってまいりたいと思っております。

○教育長（藤迫稔君）： いよいよ市民の皆さんにもPR、周知する段階にきましたので、広報紙や説明会も含め、その辺はきっちり説明していきたいなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第59号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第8、議案第60号「箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱改正の件」を議題

といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、国の要綱において、低所得世帯または多子世帯等に属する子ども1人当たりの副食費の免除額上限が月額4,700円から4,800円に改正されたため、箕面市特定子ども・子育て支援施設等の副食費の補足給付事業実施要綱の改正をご提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第60号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第9、議案第61号「箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、市内の民間保育施設に勤務する保育士の家賃負担を軽減するために、保育施設に対して補助する箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金について、国の要綱の改正に伴い、箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金交付要綱の一部を改正するものです。補助金の交付対象期間を、補助対象となる保育士が採用された日から起算して「7年以内」から「6年以内」に改正します。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（飯田ひとみ君）： 補助対象の保育士と補助対象外の保育士の不平等さみたいなものはないのでしょうか。働く中での不平等さは出ていませんか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： まずこの補助金の対象ですが、保育所が借り上げた宿舎に住んでいる保育士だけが対象になっておりまして、それ以外の方々は受給ができないのですが、代わりに生活支援補助金というメニューがございます。こちらは採用から3年以内の方に毎月2万円を補助しています。本市はこのどちらかを選択できるというふうになっております。

○委員（稲田滋君）： もう少し詳しく保育士宿舍借上支援事業について教えてください。また、受給者が今どれぐらいいるのかということも含めて教えてください。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 事業の詳細の内容ですが、箕面市内に設置された民間が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所に対しまして、事業者が保育士の宿舎を借り上げる費用について月額7万円を補助基準額の上限として、その4分の3を市が補助しております。4分の3のうち2分の1が国の補助、4分の1が市の補助です。それ以外は事業者が負担す

ることとなっております。今の利用状況ですが、令和3年4月1日から要綱が施行され、令和3年度は当初45人が利用しており、支給総額が1,463万9千円でした。令和4年度は58人が利用しており、支給総額が2,929万4千18円、昨年度は65人が利用しており、受給総額が3,233万3千19円という状況でございます。

○委員（稲田滋君）： 年々、利用者も利用件数も増えているという状況ですね。月額7万円のうち4分の1を市が負担ということで、1万7千500円を市が負担しており、これを利用していない人は2万円の生活支援補助金があるというところでバランスを取っているということですね。年々利用者が増えているのに採用7年以内から6年以内に下げるのですか。常々保育士不足と言われているので箕面市もそれなりの対策をとっていますね。新規採用者には20万円、アルバイトには30万円を出す等、いろいろな制度を作っていますね。保育士がまだ足りないという状況があるのに、年数を少なくする理由は何ですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 先日、6月補正の保育士確保対策についてご説明させていただいた際に、最終的には20万円の就職一時金と、アルバイトをすればプラス10万円で30万円を支給するというメニューをやろうということで6月議会に上程をさせていただいているというご説明をさせていただいたところです。そのときに、生活支援補助金の期間を3年から5年に延ばすことや保育士宿舍借上支援事業の年数を増やすことなどもあわせて議論をしました。この保育士宿舍借上支援事業ですが、いろいろと考えるべきところがございます。まず、対象者が借家に住んでる方限定になることです。その上、事業者が保育士宿舍借上支援事業をやっているというところで限定されることです。そこが生活支援補助金との大きな差です。生活支援補助金は、3年以内であれば全員に支給できますが、それに対して家賃補助は対象を限定してしまうので、これを拡大するより、生活支援補助金を拡大したほうが良いのではないかという議論になっております。今、保育士の確保が難しいことは認識しておりますが、保育士宿舍借上支援事業の年数を伸ばすことはどうなのかという議論もありまして、今、年数を増やす結論には至っておりません。

○委員（稲田滋君）： 保育士確保対策も非常に大切なことですが、もう一方で離職防止も非常に大切なことです。この制度は離職防止に非常に役立っていると思っています。保育士がまだ足りない、離職も多い時期に年数を7年から6年に減らすことが納得できません。年数を減らす代わりにフォローがあれば納得できますが、それがいない現状で国から言われたから年数を減らしますと言うのでは納得できないですね。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○委員（高橋太郎君）： こちらは2030年度までの分を補助するというふうに理解していますが、そういうことでよろしいですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　国は当初１０年になっています。国が１年減らして９年になった令和３年に箕面市が制度を導入しています。それから毎年１年ずつ減っておりまして、いつ始めても同じ時期に給付が終わるため、そのお見込みとおりです。

○委員（高橋太郎君）　：　その一方で、保育士不足に関しては改善していくどころか悪化しているというのが現実だと思いますが、それも間違いないでしょうか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　今のところは、採用も厳しい状況ではありますが、ぎりぎり保てているという状況でございます。

○委員（高橋太郎君）　：　最終的には２０３０年まで続くものであれば、中間でも構わないのでどこかのタイミングでこの事業に関する総括をしていただきたいです。稲田委員がおっしゃったように、これだけの方が利用されていてこれだけの方がこの制度があるが故に離職せず定着している等、そのようなことをデータのような形でまとめていただき、そのためこの事業は２０３０年までで問題なく、その代わり２０３０年以降はこのようなものを用意するため心配不要であるということも示していただきたいと思います。今後、そのようなことをお願いしたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）　：　保育士確保対策は本当に緊急事態ということで多少無理のあるようなことも含めていろいろ打ち出していますので、今、高橋委員がおっしゃったように、もう一度ニーズに一致しているのかということをも早く検証する必要があると思っています。稲田委員の納得できないというご意見については、もっと財政当局としっかりやるべきと我々の背中を押していただいていると理解しています。基本的に、教育委員会だけでなく市の全事業は、国の補助スキームに合わせることで特定財源を活用し税金を効率よく使うということになっていますので、どうしても財政当局に負けてしまうというところがあります。そのため、納得できないという声は「もっと頑張れ」という意味に私は理解していますので、そういうことも含めて、かつ、一度検証して整理しようという高橋委員のご意見も踏まえて、しっかり受け止めていきたいなというふうに思います。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第６１号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

（教育長・委員挙手）

○代表教育委員（山元行博君）　：　賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第１０、報告第４３号「箕面市乳児一般（一か月児）健康診査の実施等に関する要綱制定の件」を議題といたし

ます。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 本件は、乳児一般（1 か月児）健康診査の実施内容を定める要綱制定にあたり、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。国において「1 か月児健康診査」の補助制度が創設され、大阪府内自治体が統一して実施している「乳児一般健康診査（市単費）」を「乳児一般（1 か月児）健康診査」として取り扱うこととなったため、箕面市乳児一般（1 か月児）健康診査の実施内容を規定するものです。「乳児一般健康診査」と「乳児一般（1 か月児）健康診査」の違いは、対象者を満1 歳になるまでの乳児としていたところ、生後2 7 日を超え生後6 週に達しない乳児と規定すること、新生児聴覚検査等の実施状況確認、育児上問題となる事項の確認を必須とすることです。また、これまで受診券の使用できない府外での受診費用は実費負担でしたが、償還払いで助成しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： これまでは1 歳になるまで対象者だったが、これは6 週になるまでに受けないといけないということですか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 早く受診をして早く異常を見つけることで安心につなげる、早期受診につなげるという目的です。

○委員（稲田滋君）： 6 週、4 2 日目ぐらいまでに受けないといけないということですか。これを超えて受診はもうできないということですか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 特殊な災害等、特別なご事情があり受けられない場合は、例外として認める規定をしております。

○委員（稲田滋君）： その例外規定は、災害等の非常に特別な事情ですね。例えば、親御さんがまだ子どもが小さいから病院に連れて行きたくない等の理由は通らないということですね。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 1 か月児健診とは、産院の病院が産婦健診と同時期に1 か月の赤ちゃんの健診をすることです。病院側もその時期に呼びかけるため、大多数の方はそこで受診されているのが実情です。

○委員（稲田滋君）： ほとんどの人が6 週で受けるため問題ないということでもいいのですね。

○委員（飯田ひとみ君）： 県外の里帰り出産の方や1 か月～2 か月実家にいらっしゃる方等、そういう場合はどのようになりますか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： その場合は受けられた実費負担を箕面市に戻られてから償還払いをするということを今回規定しました。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第4 3 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第11、議案第62号「箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長 : 本件は、箕面市立第一総合運動場へのスケートボード場の設置に伴い、その利用手続等を定めるため、箕面市立総合運動場条例施行規則の一部改正を提案するものでございます。第4条第1項におきまして、「箕面市立第一総合運動場スケートボード場」を加えるものでございます。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員(高橋太郎君) : 内容については理解できました。こちらオープンしてから1か月半ほどですが、この機会にこれまでの利用状況などわかれば教えていただきたいです。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長 : 直近5月の利用状況につきまして、簡単ですが報告させていただきます。5月の利用者は一般・子ども合わせまして546名というところになっておりまして、1日当たりに換算しますと18名ほどという利用者数になっています。ただし、天気によって雨の日はパークを閉めたり、またどうしても平日につきましては、学校に通われてる方はなかなかパークの利用ができないところもございますので、そのような理由で土日に利用者が集中しています。

○委員(稲田滋君) : スケートボードパークの利用料金について教えてください。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長 : 利用料金につきましては、高校生以上を一般としていますが、一般が600円となっております。また、中学生以下は無料となっております。

○委員(稲田滋君) : 高校生で600円は非常に厳しいなと思っています。中高生はできたら無料にしてほしい。それが無理なら100円ぐらいが良いと思います。中学生は無料なのでそのままで良いですが、高校生は1回100円ぐらいの料金にしていただければ非常にありがたいと思っています。600円だったら高校生はなかなか行く気がしないと思いますので、よろしくお願いします。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長 : 高校生の利用料金が600円ということで大人と料金が変わらないという現状がございますので、こちらにつきましては、都度協力を呼びかけております利用者アンケートの声も伺いながら、適正に検討してまいりたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第62号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第12、報告第44号「箕面市教育委員会の所管に係る令和5年度一般会計補正予算（第10号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、令和5年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和5年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。学校教育関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金等の確定、その他の増減により、2,098万8千円の増額を、歳出におきましては、積立金の確定により、6,287万8千円の増額を、それぞれ計上しています。また、地方債補正として、萱野東小学校整備事業を実施することに伴い、その必要経費に充当するため、萱野東小学校整備事業債の補正を計上しております。子育て関係につきましては、歳入におきまして、国庫負担金等の確定、その他の増減により、1億5,477万円の減額を、計上しています。生涯学習関係につきましては、国庫補助金等の確定、その他の減により、2,193万6千円の増額を計上しています。なお、本件につきまして、市長は、令和6年3月31日付けをもって専決処分されております。また、主に教育・保育給付施設等運営費補助事業等について、計9事業、合計5,889万7千528円を繰越明許費、6,982万9千227円を継続費繰越しとし、また、近隣との調整や軟弱な地盤が判明したことなどにより、年度内の竣工が不可能となり、必要経費を繰り越したため、スケートボードパーク等整備事業について、1,915万4千100円を事故繰り越ししています。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第44号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第13、報告第45号「箕面市教育委員会の所管に係る令和6年度一般会計補正予算（第2号及び第3号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育

政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、令和6年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和6年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。学校教育につきましては、学力保障・学習支援事業の拡充等に伴い、歳出におきまして、108万円の増額を計上しています。子育て関係につきましては、学力保障・学習支援事業の拡充等に伴う母子等自立支援事業費補助金について歳入におきまして、66万円の増額を、教育・子育てに関するデータ活用推進事業の検証・見直し、保育業務のICT化による業務改善事業の実施等に伴い、歳出におきまして、1,624万円の増額を、計上しています。生涯学習関係につきましては、生涯学習センター改修に伴い、歳入におきまして、事業債として870万円の増額、歳出におきまして、870万円を増額し、合わせて地方債補正も計上しています。学校教育につきましては、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの暫定的指定管理者の指定及び新稲の森キャンプ場の契約解除に伴い、歳入におきまして、223万9千円の増額、歳出におきまして、2,987万8千円の増額を計上しています。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第45号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第14、報告第46号「箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長　：　本件は、箕面市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期が令和6年3月31日をもって満了したことに伴い、新たな委員を任命する必要が生じたため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項及び第3項並びに箕面市いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関する規則第2条の規定に基づく、委員の任命について、教育長が臨時に代理いたしましたので報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　先ほど校長会からの代表はどのように選ばれたのか聞きました。他に役職についているのは警察の生活安全課長さんだけですよね。要望ですが、この会議はぜひ警察署でやってほしいです。箕面市がそのような会議室がない場合は、大阪府警でやってほしいです。その写真を1枚撮っていただき、A3以上の大きい写真にして、全校に貼り出してほしいです。

そういう啓発的な効果をぜひ狙ってほしいと思います。もし無理だったら仕方ないと思いますが、会議の場所が役所や学校ではなく、できたら警察関係の場所で会議をしていただき、その写真を各学校にまいてほしいというふうに要望しておきたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第46号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第15、議案第63号「箕面市支援教育充実検討委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局人権施策室長に求めます。

○子ども未来創造局人権施策室長： 本件は、支援教育の充実について調査及び検討を行うために設置する箕面市支援教育充実検討委員会の委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するために、箕面市支援教育充実検討委員会設置条例第4条の規定にもとづき、提案するものです。委員の候補者は、計12名の方々です。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第63号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第16、報告第47号「箕面市社会教育委員解職の件」及び日程第17、議案第64号「箕面市社会教育委員委嘱の件」を議題といたします。これらの議案は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長： 本件は、箕面市社会教育委員2名からの辞職の申し出があったため、新しい委員の委嘱をご提案するものです。また、箕面市社会教育委員の任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間となるため、新しく委嘱する委員2名の任期は令和6年6月13日から令和7年5月31日までの1年間となります。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第４７号及び議案第６４号を採決いたします。本件を報告どおり承認し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認され、原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第１８、議案第６５号「箕面市スポーツ推進委員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 本件は、箕面市スポーツ推進委員の任期が、令和６年６月３０日をもって満了することに伴い、新たな委員を委嘱する必要があるため、スポーツ基本法第３２条第１項の規定に基づき、提案するものでございます。スポーツ推進委員は、各小学校区青少年を守る会会長から推薦を受けた小学校区ごと２名ずつを選出することとしております。また、その職務は、住民の求めに応じてスポーツの実技指導を行うことや、スポーツ活動促進のための組織の育成を行うこと、住民に対してスポーツについての理解を深めるための啓発及び宣伝に努めること、行政機関の行うスポーツに対する行事又は事業に関して協力することでございます。現在のスポーツ推進委員２８名中２４名が再任候補となっており、新任候補は４名となっております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第６５号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第１９、報告第４８号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第２項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第４８号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告ど

おり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第20、報告第49号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る令和6年5月16日に開催いたしました令和6年第5回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第49号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○子ども未来創造局学校教育監：2025年の日本国際博覧会児童・生徒招待事業について、進捗の報告をさせていただきます。2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業とは、日本の未来社会の先進技術やサービスに触れることを目的として、4歳から17歳の子どもたちを万博会場に無料で招待する事業となります。4月、5月にインターネットによる府教育庁のシステムを活用しまして、学校の意向調査をしました。その結果、現時点では学校のほうからは、全校とも参加をするとの報告を聞いております。ただ一方、報道などで報告されていますように様々な事案等がありますので、いろいろ心配をしているというような話も同時に聞いている状況であります。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：補足です。先日の文教常任委員会でも本件に関して質問も少しありましたので私のほうからも答弁させていただきました。今はあくまでも意向調査ということですので、必ずしも「本校はぜひとも行きたい」ということではなく、「取りあえず行こう」という意思はあるということで調査しており、集約中です。先日、先ほど教育長報告で言いましたGIGAスクールの共同調達の会議の後で、大阪府の教育長さんがいろいろ説明してくださしまして、「意向調査の結果が6月末から7月初旬にはある程度具体的に皆様にご報告できるようになると思います」ということでした。そのため6月末か7月初旬にある報告の中で、例えば、日程期間のこのあたりは厳しいため変更できないかとか、この程度でしたらバスの運行も含めて移動の部分をクリアでき

るのではないかとかそういう具体的なことが報告されてくると思います。まずはそれを待った上で、我々ももう少し深めていきたいと思っています。私自身もやはり少し心配な部分もあります。移動のことや、暑い時期のため休憩場所がどうなるのかということや、パビリオンがもうここしかだめということであてがい扶持になるのかということで、少し首をかしげざるを得ないと思っています。特に低学年の子どもたちがうまく移動できるのかということで私自身も少し不安なところもありますので、まずはその報告会の報告内容をもって、また皆様にご相談させていただいて、いろんな意見をいただいて、まとめていきたいと思っています。

○委員（稲田滋君）：例えばバスを降りてから結構長い距離を歩く必要がある等、今の時点でわかっていることはありませんか。例えば、小学校1、2年の子に関してはもっと近場までバスが行くなど何かそういう要望みたいなことはしていますか。

○教育長（藤迫稔君）：要望は、大阪府都市教育長協議会名で出しています。大阪府の市の教育長協議会と町村の協議会と連名で出してます。バスの話も具体的に説明がありましたが、バスの駐車スペースは非常に広いそうです。非常に広いため、どこに停めるかで大分差があると思います。大阪府の教育長さんは教育長としてその担当者に、一番西ゲートに近いところで降りる工夫をするよう言っていくとおっしゃっています。そこで降りると大分距離が違うということと、そこで降りてもやはり距離はありますが、大阪府の教育長の言い方によると、パビリオンが見えてくるので距離がしんどいというよりも「早く行きたい」など高揚感が高まるのではないかとということです。現在この程度の情報しかないため、もう少し具体的にわかりましたら説明させていただきます。

○代表教育委員（山元行博君）：他、事務局からなにかございますか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第21、報告第50号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に関係する事務局以外の事務局職員の退席）

（報告第50号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案7件、報告12件は、全て議了いたしました。教育長にお返しいたします。

○教育長（藤迫稔君）：これをもちまして、令和6年第6回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後 2 時 1 6 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 (本人自署)

委員 (本人自署)